

No.228

4

April 卯月



[商工会報あなのん / 新城市商工会]

shinshiro city society of commerce and industry

anonon

商工会は小規模企業や中小企業のみなさまを応援します。

◆発行元・連絡先◆
新城市字中野 15-10
新城市商工会
TEL: 0536-22-1778



新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ

今月号では、新型コロナウイルス (COVID-19) による企業への影響を緩和し、企業を支援するための施策を中心にご案内します。

ここに掲載する記事内容は、経済産業省がホームページで公開する「支援策パンフレット」(3月24日20時時点)掲載の支援策の一部を編集してありますが、随時更新されていますので、詳細や最新情報は以下のサイトにて必ずご確認ください。

▼経済産業省の支援策

支援策パンフレットなど →



▼愛知県の支援策

新型コロナウイルス関連 (都道府県別) →



▼新城市HPトップページ

新型コロナウイルス関連情報 →



①無利子・無担保融資

(a)新型コロナウイルス感染症特別貸付

当制度は、新型コロナウイルス感染症による影響を受け、一時的な業況悪化を来し、最近1ヶ月の売上が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方等に対し、日本政策金融公庫等が融資後の3年間まで一律0.9%の金利引き下げを行う別枠融資で、特別利子補給制度を併用することで実質的な無利子化を実現するものです。

【資金の使いみち】 運転資金、設備資金

【担保】 無担保

【貸付期間】 設備20年以内、運転15年以内

【うち据置期間】 5年以内

【融資限度額 (別枠)】

中小事業 3億円、国民事業 6,000万円

【金利】 中小事業 1.11% → 0.21%

国民事業 1.36% → 0.46%

4年目以降基準金利

【問合せ先】

■平日のご相談

日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル : 0120-154-505

■土日・祝日のご相談

日本政策金融公庫 : 0120-112476 (国民生活事業)、0120-327790 (中小企業事業)

(b)特別利子補給制度

日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」などにより借入を行った中小企業者等のうち、特に影響の大きい事業性のあるフリーランスを含む個人事業主、また売上が急減した事業者などに対して、利子補給を行うことで資金繰り支援を実施します。

【適用要件】①個人事業主 (事業性のあるフ

リーランス含み、小規模に限る) : 要件なし②小規模事業者 (法人事業者) : 売上高▲15%減少③中小企業者 (上記①②を除く事業者) : 売上高▲20%減少

【補給期間】 借入後当初3年間

【申請方法】 中企庁HP等で公表予定

【問合せ先】

中小企業金融相談窓口 : 03-3501-1544

※平日・休日9時00分~17時00分

※(a) (b)とも、令和2年1月29日以降に日本政策金融公庫等から借入を行った方も、要件を満たす場合は遡及適用が可能です。

※生活衛生関係の事業者向け融資制度もあります。

②マル経融資の金利引下げ

(新型コロナウイルス対策マル経)

小規模事業者経営改善資金融資 (通称: マル経融資) は、商工会の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資を行う制度です。今回の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置により、新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した小規模事業者の資金繰りを支援するため、別枠1,000万円の範囲内で当初3年間、通常の貸付金利から▲0.9%の引下げ、及び据置期間を運転資金で3年以内、設備資金で4年以内に延長します。(3月17日より制度適用開始)。

【ご利用いただける方】 最近1か月の売上が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模事業者の方

【資金の使いみち】 運転資金、設備資金

【融資限度額】 別枠1,000万円

【金利】 1.21% → 0.31%

(令和2年3月2日時点)

【問合せ先】

日本政策金融公庫豊橋支店 ☎0532-52-3191

または、新城市商工会 ☎22-1778

③ものづくり・商業・サービス補助金

当制度は生産性向上を目的とした新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等を支援するものです。

今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者に対し、採択審査における加点措置等を講じます。

【活用例】①部品の調達に困難となり、部品の内製化を図るために設備投資を行う。②取引先から新たな部品供給要請を受けて、生産ラインを新設・増設する。③海外の工場が操業停止し、国内に拠点を移転するなど

【対象】 中小企業・小規模事業者等

【補助上限】 原則1,000万円

【補助率】 中小 1/2 小規模 2/3

【公募開始】 令和2年3月10日(火)17時~

【応募締切】 令和2年3月、5月、8月、11月、令和3年2月に締切を設け、それまでに申請のあった分を審査し、採択発表を行います。

【問合せ先】 ものづくり補助金事務局

☎050-8880-4053

Qより詳しく

詳細はこちら



④小規模事業者持続化補助金 販路開拓等の取組を支援

小規模事業者の販路開拓等の取り組みや、販路開拓等と併せて行う業務効率化 (生産性向上) の取り組みを支援するため経費の一部を補助するものです。申請には、商工会での作成支援や、書類の確認が必要のため、締切日まで余裕を持った日程で、商工会にご相談ください。

今回の募集では、新型コロナウイルス感染症による影響を受け売上が減少した事業所に対し加点措置が講じられます。

【対象】 小規模事業者

【補助額】 ~50万円 【補助率】 2/3

【公募開始】 令和2年3月10日(火)18時~

【受付締切】 3月31日(火)・6月5日(金)・10月2日(金)

・令和3年2月5日(金)

【問合せ先】 新城市商工会 ☎22-1778

公募要領・様式等ダウンロードは愛知県商工会連合会HPから行ってください。

=加点措置について=

新型コロナウイルスの影響による加点には新城市の認定が必要となります。詳しくは下記にお問合せください。

新城市産業振興部 商工政策課 ☎23-7634

⑤IT導入補助金

本制度は事業継続性確保の観点から、ITツール導入による業務効率化等を支援するものです。新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を鑑み、在宅勤務制度 (テレワーク) 導入の取り組みを優先的に支援します。

【対象】 中小企業・小規模事業者等

【補助額】 30~450万円 【補助率】 1/2

【公募開始】 令和2年3月13日(金)15時~

※3月、6月、9月、12月に締切を設け、それまでに申請のあった分を審査し、交付決定を行います。

【問合せ先】

一般社団法人 サービスデザイン推進協議会

☎0570-666-424

Qより詳しく

詳細はこちら



⑥ 税務申告・納付期限の延長

以下の税の申告期限・納付期限について、令和2年4月16日（木）まで延長します。

	従来	延長後
申告所得税（及び復興特別所得税）	令和2年 3月16日（月）	令和2年 4月16日（木）
個人事業者の消費税（及び地方消費税）	令和2年 3月31日（火）	令和2年 4月16日（木）
贈与税	令和2年 3月16日（月）	令和2年 4月16日（木）

これに伴い、申告所得税及び個人事業者の消費税の振替納税をご利用されている方の振替日についても延長します。

	従来	延長後
申告所得税（及び復興特別所得税）	令和2年 4月21日（火）	令和2年 5月15日（金）
個人事業者の消費税（及び地方消費税）	令和2年 4月23日（木）	令和2年 5月19日（火）

⑦ 雇用調整助成金の特例措置 労働者雇用維持に対する支援

経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部が助成される雇用調整助成金に、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置（休業等の初日が令和2年1月24日から7月23日まで適用）が設けられます。

【対象】新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主

【助成率】大企業 1/2、中小企業 2/3

【支給限度】1年間で100日

【措置内容】

- ①休業等計画届の事後提出が5月31日まで可能
- ②生産指標を確認する期間を短縮
- ③雇用指標が前年比で増加していても対象
- ④事業所設置後1年未満の事業主も対象
- ⑤雇用された期間が6か月未満の労働者も対象など

詳細は、「厚生労働省 雇用調整助成金」で検索してください。

【問合せ先】ハローワーク新城

☎22-1160

⑧ 小学校等の臨時休業に伴う 保護者の休暇取得支援(事業者向け)

小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子どもの保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規問わず、年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金制度が設けられました。

【対象となる事業主】

新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休校等をした小学校等に通う子ども、又はウイルスに感染、感染した恐れのある小学校等に通う子どもの世話が必要となった労働者に対し、年次有給休暇とは別に有給の休暇を取得させた事業主

【支給額】

休暇中に支払った賃金相当額 × 10/10

※支給される日額上限は、8,330円

【適用日】

令和2年2月27日～3月31日の間に取

得した休暇

【問合せ先】

学校等休業助成金
・ 支援金等相談コールセンター
☎0120-60-3999



⑨ 個人向け緊急小口資金等の特例 一時的な生活立て直しを支援

新型コロナウイルスの影響による休業を理由に、一時的に資金が必要な方へ緊急の貸付が実施されます。また、万が一、失業され方には、生活の立て直しのための安定的な資金の貸付が受けられます。

■緊急小口資金

【対象】休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のための資金を必要とする世帯

【貸付上限】学校等の休業、個人事業主等の特別の場合 20万円以内、その他の場合 10万円以内

【貸付条件】償還期限2年以内、据置1年以内、無利子

■総合支援資金（生活支援費）

【対象】収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活が困難になっている世帯

【貸付上限】（2人以上）月20万円以内、

（単身）月15万円以内

※貸付期間は原則3月以内

【条件】償還期限10年以内、据置1年以内、無利子

【問合せ先】新城市社会福祉協議会

☎24-9811



⑩ 電気・ガス料金の 支払い期日猶予を柔軟に対応

電気・ガス料金の支払いに困難な事情がある方に対しては、その置かれた状況に配慮し、料金の支払猶予について、迅速かつ柔軟に対応するよう電気・ガス事業者に対し要請しています。

（1）措置内容

託送料金や小売経過措置料金（いずれも規制料金）について支払期日を1ヵ月繰り延べ、また、その後においてもその方の状況に応じて柔軟に対応すること。

（2）特例措置の対象者

緊急小口資金又は総合支援資金（前記載）の貸付を受けた方であって、一時的に電気・ガス料金の支払いに困難を来している方。

（3）本特例措置の適用開始日

令和2年3月25日（水）

【問合せ先】ご契約されている各事業者

⑪ 年金事務所への申請による 厚生年金保険料等の猶予制度

1. 換価（売却等現金化）の猶予

厚生年金保険料等を一時に納付することにより、事業の継続等を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に該当するときは、納付すべき保険料等の納期限から6ヶ月以内に管轄の年金事務所へ申請することにより、換価の猶予が認められる場合があります。

2. 納付の猶予

次のいずれかに該当する場合であって、厚生年金保険料等を一時的に納付することが困難な時は、管轄の年金事務所を経由して地方局長へ申請することにより、納付の猶予が認められる場合があります。

- ①財産について災害を受け、または盗難にあったこと
- ②事業主またはその生計を一にする親族が病気にかかり、または負傷したこと
- ③事業を廃止し、または休止したこと
- ④事業について著しい損失を受けたこと

猶予制度を利用するには、年金事務所へ申請所の提出が必要です。詳しくは下記の年金事務所までご相談ください。

【問合せ先】

豊川年金事務所 ☎0533-89-4042

⑫ 税務署への申請による 国税の納付の猶予制度

新型コロナウイルス感染症の影響により国税を一時に納付することが困難な場合には、税務署に申請することにより、換価の猶予が認められることがあります。また、以下の事情がある場合には、納税の猶予が認められることがあります。

【個別の事情】

- ①災害により財産に相当な損失が生じた場合
- ②ご本人又はご家族が病気にかかった場合
- ③事業を廃止し、又は休止した場合
- ④事業に著しい損害を受けた場合

【猶予が認められた場合】

- ①原則、1年間猶予が認められます。
- ②猶予期間中の延滞税の全部又は一部が免除されます。
- ③財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。

まずは、下記までお電話でご相談ください。

【問合せ先】

新城税務署（徴収担当）☎22-2141

GW「いいじゃん！カード」 イベント開催のお知らせ！

新城カード事業協同組合では、4/27（月）から5/3（日）までの7日間「GW得々プレゼント300Pがその場で当たる！」を開催します。



お客様のお買物ごとに加盟店にて抽選を行い、その場で300ポイントが当たるプレゼント企画です。とっってもお得な7日間、ゴールデンウィークは、ぜひ「いいじゃん！カード」加盟店をご利用ください。

開催期間：4月27日（月）～5月3日（日）

企画内容：期間中、加盟店でのお買物ごとに抽選し、当選されたお客様へ300P進呈。※来店ポイントでは抽選を行えません。※詳しくは4/26（日）の新聞折込チラシをご覧ください。

【問合せ先】

新城カード事業協同組合 ☎24-1034

新城市商工会事務局 職員異動のお知らせ

【退職】（3月31日付）

事務局長 山本政義

経営指導員 立松真我

嘱託職員 峰野幸子

【転出】（3月31日付）

経営指導員 桑野裕丈

（知立市商工会に転籍）

【新任】（4月1日付）

事務局長 渡邊忠澄

経営指導員 丹羽寛幸

経営支援員 中田菜美

記帳指導員 尾坂悦子

